

京都府立西乙訓高等学校【部活動に係る活動方針】

平成30年7月1日

京都府教育委員会が平成30年4月に策定した「京都府部活動指導指針」を踏まえ、本校の部活動に係る活動方針を策定する。

1 目的

望ましい集団活動を通して心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸張するとともに集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的実践的な態度を養うことを目的とする。

2 設置部活動

体育系、文化系の構成とし、生徒の意欲と、学校の責任能力を考慮して設置する。

＜体育系＞硬式野球、陸上競技、サッカー、男子ハンドボール、女子ハンドボール、テニス、弓道、男子バレーボール、女子バレーボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、バドミントン、卓球、ワンダーフォーゲル

＜文化系＞吹奏楽、放送、演劇、美術、写真、サイエンス、ESS、文芸、茶道

3 入退部

部活動は放課後に行う教科外の特別活動で、入部は生徒の自由意志に基づく。学年当初に加入すれば、1年間は同一部において活動することを原則とする。部への入部・退部は所定の手続きを経て、保護者・ホームルーム担任・顧問の承認を必要とする。

4 活動計画書

○所定の月間活動計画書を作成し、前月の期日までに生徒指導部に提出し、許可を受ける。（長期休業中の活動も同様とする。）

○1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選する。

○活動計画の作成にあっては、指導に当たる教職員（顧問）は主体となる生徒との意見交換、協議を行うこと。その上で、活動方針や目的、目標を明確にし、長・中・短期的目標を立案、練習や試合、発表会、イベント等を含めた、年間・月間の活動計画を作成する。

○活動計画の内容や変更については、できる限り、該当生徒や保護者に対して書面等で事前に示すこと。

5 活動日・活動時間・休養日

合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合には4時間程度とする。なお、「グラウンド・体育館等の施設割当」や「公式大会に向けた練習試合、リハーサル」等の状況によっては、校長が必要に応じて土、日曜日及び祝日の午前・午後帯の連続した活動を認める。（※ただし、常態化は認めない。）

<平日>

○活動時間は18:30までとし、完全下校を19:00とする。なお、早朝に活動する場合は、顧問の付添いがある場合に限り、月間活動計画書によって生徒指導部および校長の許可を得ることとし、活動時間帯は午前7:30～8:20とする。

<土・日曜日及び祝日>

○活動時間帯は午前9:00～17:00までとする。

<長期休業中>

○活動時間帯は午前9:00～17:00までとする。
○教職員・生徒ともに十分な休養を取れるよう、ある程度長期のまとまった休養日を設ける。

<休養日>

○週当たり必ず1日以上設定する。ただし、グラウンド・体育館等の施設割当の関係上、全ての部活動で統一した休養日は設定しない。
○月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定する。

6 指導の在り方

<適切な指導>

○生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防し、心理的な疲労回復を図るために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行う。
○生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動に参加できる環境を整える。

<体罰、パワー・ハラスメント等の防止>

○体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為で、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも絶対に許さない。体罰等を防止するため、教職員（顧問）には、様々な機会を通じて、生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを認識させ、日常の活動を

通じて、生徒とのコミュニケーション、信頼関係の構築に努めさせる。

○指導者と生徒の人間関係の中で、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等がないよう、言葉かけに関しても指導を徹底する。

<スクール・セクハラ防止>

○教職員（顧問）には、部活動のみならず、指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があることを様々な機会を通じて認識させる。

○セクハラに関する教職員研修等を通じて、SNS等による個別連絡の制限や個別指導や面談等が密室下で行われるようなことがないよう、未然防止に努める。

7 安全管理と事故防止

<安全管理>

○教職員及び生徒への救急処置研修を通じて、怪我・事故等が起こった場合の緊急時の初動対応の徹底を図るとともに、危機管理マニュアルに基づき、医療機関・関係者等への連絡体制やAED使用等について点検、確認を行う。

○校内施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。

○他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じる。

<事故防止>

○各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意する。

○気候や気象の変化に応じた対応を事前に想定させることにより、熱中症や落雷、突風などの急激な気象変化への対策を講じる。

8 学校の部活動マネジメントについて

<校長（管理職）の役割>

○校長は、部活動が「生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えること」と併せて、「教職員がゆとりあるライフワークバランスを維持すること」ができるよう、適切な指導を行う。

○校長は【部活動に係る活動方針】及び各部の「活動計画」等に基づき、活動状況の把握を行うとともに、体罰やハラスメント行為等の防止に向けた校内研修を実施するなど、適切な部活動指導の徹底に努める。

○校長は部顧問会議を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について協議、検討するとともに、全教職員の共通理解のもと学校としての指導体制を構築する。

○校長は、教職員（顧問）による部活動に関わる金銭の徴収及びその管理について、生徒、保護者へ適切な周知を図るよう、指導を徹底する。

○校長は、教職員、生徒、保護者、地域等の中で、十分な説明と相互の理解のもとで円滑な部活動運営、活動となるよう、環境整備に努めるとともに、部活動方針や各部の活動内容、活動報告等を、学校 HP 等を通じて、適宜公表する。

附 則

平成31年4月1日一部改定